

自動車保管場所証明事務に係る使用の本拠の位置の特例に関する事務の処理要領の制定について

平成12年2月24日
例規(駐対)第7号警察本部長

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定したので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

自動車保管場所証明事務に係る使用の本拠の位置の特例に関する事務の処理要領

第1 目的

この要領は、自動車保管場所証明事務に係る使用の本拠の位置の特例を認定する際の事務処理要領について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 制度の趣旨

1の要件を満たす自動車であって、2の要件を満たす自動車保管施設に一定期間継続してその保管管理が委託されているものについては、当該施設を当該自動車の使用の本拠の位置として認めることとする。

1 特例の適用を受ける自動車（以下「対象自動車」という。）

(1) キャンピング自動車

対象となる自動車は、次の自動車である。

ア モーターホーム

運輸省自動車局長通達（昭和35年9月6日付け自車第452号）「自動車の用途等の区分について」に規定する特殊用途自動車である「キャンピング自動車」に該当し、かつ、自動車の長さが5.7メートル又は幅が1.9メートルを超えるものであること。

イ キャンピング・トレーラー

運輸省自動車局長通達（昭和36年11月25日付け自車第880号）「自動車検査業務等実施要領について」に規定する特殊用途自動車である「キャンピング・トレーラー」に該当するものであること。

(2) ポート・トレーラー

対象となる自動車は、運輸省自動車局長通達（昭和36年11月25日付け自車第880号）「自動車検査業務等実施要領について」に規定する特殊用途自動車である「ポート・トレーラー」に該当するものであること。

2 自動車保管施設の要件

自動車の保管施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(1) 自動車の保有者からの委託を受けて、業として自動車の保管管理を行うものであること。

(2) 管理人が指定されており、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録されていること。

第3 事務処理要領等

1 事務処理要領

対象自動車の保有者から自動車保管施設を当該自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置とする登録自動車の保管場所証明の申請又は登録自動車若しくは軽自動車の保管場所の届出（以下「申請

等」という。)があったときは、次の要領により処理すること。

(1) 申請等にかかる自動車の確認

次に掲げる書面の提出を求め、申請等に係る自動車が第2の1の要件を満たしていることを確認すること。

ア 申請等に係る自動車が新規登録を受けようとする登録自動車又は新規に運行の用に供しようとする軽自動車である場合

自動車予備検査証又はその写し(これらの書面がない場合にあっては、申請等に係る自動車の長さ、幅及び付帯する設備の配置状況を記載した書面)

イ ア以外の場合

自動車検査証又はその写し

(2) 申請等に係る自動車保管施設の確認

自動車の保管に係る契約書又はその写しの提出を求めるとともに、自動車保管施設調査報告書(別記様式)を用いて次に掲げる事項について現地調査を行い、申請等に係る自動車保管施設が前記第2の2の要件を満たしていることを確認すること。

ア 契約事項

自動車の保有者からの委託を受けて業として自動車の保管管理を行うものであること。

(ア) 契約の期間が少なくとも6か月以上であること。

(イ) 契約の内容が駐車場の賃貸借契約ではなく、契約に係る自動車の保管管理の委託を内容とするものであること。

(ウ) 契約の内容に自動車の点検・整備の委託が含まれていること。

(エ) 自動車保管施設としての事業の継続性が認められること。

イ 管理形態

(ア) 自動車の保管管理の業務を行うための管理人が指定されていること。

当該自動車保管施設内に24時間管理人が常駐していることは要しないが、管理人不在時には門扉等に施錠するなどの措置が講じられ、無断での自動車の出し入れが防止されていること。

(イ) 台帳等により当該自動車の出入庫の状況を記録していること。

受託を受けた個々の自動車ごとに台帳等を作成していること。

なお、磁気カード等により自動車の運行を記録している場合は、当該記録を台帳に代えることができる。

(ウ) 自動車の出入庫の状況の記録は、当該管理人の責任において行われること。

管理人が不在のときに自動車の保有者等が当該自動車の出入庫をすることは妨げられるものではないが、その際には、当該自動車の保有者等が当該管理人に、あらかじめその旨を連絡し、当該自動車の出入庫の状況を当該台帳に記録した上で、当該管理人が確認するなどの措置が講じられることが必要である。

(エ) 使用の本拠の位置としての安全性及び継続性の観点から、自動車保管施設の規模が小さい場合、他の事業・職業と兼業で自動車保管施設を営む場合、又は自動車保管施設を営む者が保管場所証明申請等の申請者と親族・友人等の関係にある場合は、特に認定を厳格に行うこ

と。

2 留意事項

(1) 交通規制課長への報告

警察署長は、対象自動車の保有者から自動車保管施設を使用の本拠の位置とする申請等がなされた場合、又は自動車保管施設を開設しようとする者から相談等を受けたときは、直ちに交通規制課長に報告すること。

(2) 申請等に係る書面が不備である場合における取扱い

対象車両の保有者が申請等をする際に前記第3の1の(1)又は(2)の書面を提出することができなかった場合であっても、当該申請等を受理した上で、これらの書面を後日提出するよう求めること。

(3) 現地調査

ア 自動車保管施設が第1の2の要件を満たしていることを確認するための現地調査は、当分の間、交通規制課保管場所事務担当者及び当該申請等を受けた警察署保管場所事務担当者が共同で行うこと。

イ この現地調査は、当該保管施設を使用の本拠の位置とする保管場所証明の申請等が初めて行われたときに実施することとし、次回以降の申請等では通常の現地調査で足りるものとする。

3 自動車保管施設への対応

(1) 適切な指導

前記第2の2の要件を満たすことが確認された自動車保管施設において、その後対象車両に対する管理が適切に行われていない場合又は行われぬおそれがある場合には、自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定により当該保管施設の管理者等から報告又は資料の提出を求め、適正な保管管理が行われるように指導すること。

(2) 特異事案の報告

申請等に係る自動車保管施設が、業務形態、施設形態等から業務の継続性に疑義がある場合又は車庫飛ばし等のおそれが認められる場合には、直ちに交通規制課長に報告すること。

別記様式省略